

### 新型コロナウイルス感染症に関するサービスの取扱いの変更について

- 新型コロナウイルス感染症の感染防止・拡大防止のため、令和2年2月28日に「サービスの取扱い」を定めましたが、今般、3月1日付けで国から新たに通知が出されたことを受け、次のとおり取扱いを変更し、3月1日に遡って適用します。

	2/28 からの取扱い	3/1 からの取扱い
(1)3/2 からの臨時休業期間	通常勤務	変更なし
(2)感染した教職員	病気休暇又は年休	(4)により職免
(3)教職員が停留の対象となった場合	職免	変更なし
(4)教職員・家族等が感染のおそれがある場合	職免 【保健所等から外出自粛等の要請を受けた場合】	職免 【左記に加え、発熱等の風邪症状（※1）により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合】
(5)児童生徒等の感染確認による臨時休業	職免	変更なし
(6)児童生徒等が濃厚接触者として確認されたことによる一部休業	職免	変更なし
(7)学校の臨時休業等により子の世話が必要になった場合	子の看護休暇 【1会計年度で付与される5日間（2人以上養育する職員にあっては10日間）の範囲内】	職免 【勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（※2）】

※1 発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）等

※2 当該子が中学校就学の始期に達している場合（特別支援学校に在籍する子を除く。）にあっては、職免願の理由欄に当該やむを得ない事由について記載する。

#### （注意事項）

なお、職免の取扱いについては、非常勤補助員についても同様。

また、非常勤講師については、上記職務に専念する義務の免除に準じた特別休暇（有給）を付与することが可能。